

重要事項説明書

1. サービス事業所の相談窓口

電話番号 0577-36-6065 (午前9:00～午後17:00まで)

※ご不明な点は、ご遠慮なくおたずねください

2. 事業所の概要

①事業者のサービス提供の種類と地域

事業者名		はぴりデイサービスセンター	
所在地		岐阜県高山市片野町2丁目296	
提供できるサービス	介護給付	個別機能訓練	
		相談・助言	
		趣味活動	
		送迎	
		食事(1日の部のみ)	
		入浴(半日の部のみ)	
	介護予防・日常生活支援給付	運動器機能向上	
		相談・助言	
		趣味活動	
		送迎	
		食事(1日の部のみ)	
		入浴(半日の部のみ)	
サービスを提供する地域		旧高山市	

②職員体制

職名	月曜～金曜							
	常勤				非常勤			
	一日の部		半日の部		一日の部		半日の部	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1名		1名				
看護師	1名				2名			
生活相談員	1名				1名			
機能訓練指導員	1名				3名			
介護職員	5名	1名	1名		4名		2名	2名

③事業所の営業日と営業時間

営業日 月曜～金曜 8月14日～16日、12月28日～1月3日を除く

営業時間 一日の部 9：30～15：00、8：50～16：30

午前の部 8：50～12：00 午後の部 13：20～16：30

④定員と設備の概要

一日の部 定員 40名

半日の部 定員 20名

静養室	1室
機能訓練室兼食堂	322m ²
相談室	1室

3. サービスの内容

個別機能訓練 運動器機能向上	機能訓練指導員により、利用者様の状況に適合した個別の計画を立て、その計画に基づき実行し、身体機能の低下を防止するよう努めます。 生活機能訓練の観点から、各種アクティビティーサービスを通じて身体機能の低下を防止するよう努めます。
相談・助言	利用者及びその家族からいかなる相談についても誠意を持ってこれに応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
食事	昼食を希望する利用者様に対して、準備、後始末その他必要な食事の支援を行います。
入浴	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
送迎	障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については、移動、移乗動作の介助・送迎を行います。

4. 支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、27日までにお支払ください。
お支払いいただきますと、領収書を発行します。
お支払い方法は、以下の2通りの中からご契約の際に選べます。

- ① 口座振込（振込手数料はご利用者様負担となります）
- ② 口座振替（事前にお手続きが必要です）

5. 苦情・相談窓口

当センターに対する苦情又はご相談は
はぴりデイサービスセンター サンケア 36-6065（萱垣）
苦情またはご相談に対する解決策をご利用者様に直接ご報告いたします。

行政機関その他苦情受付機関

岐阜県国保連合会 介護保険苦情相談窓口	〒500-8385 岐阜県下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業 会館内 岐阜県国民健康保険団体連合会 4 階 電話番号 058-275-9826 FAX 058-275-7635
高山市役所 福祉部 高年介護課	〒506-8555 高山市花岡町 2 丁目 18 番地 電話番号 0577-35-3178 FAX 0577-35-4884

6. サービスの利用方法

①サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。通所介護計画または介護予防通所介護・第1号通所事業計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

②サービスの終了

- ・ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ・当事業所の都合でサービスを終了する場合
ご本人の状態、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスの終了をいたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者様の要介護認定等区分が、非該当（自立）と認定された場合。

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご

利用者様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等については、ご利用者様は解約を連絡することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず支払わない場合、またはご利用者様やそのご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。
- ・サービス担当者会議等でご本人またはご家族の情報をケアマネージャーまたは関係事業所と共有させていただく場合がございます。
- ・サービス提供中に事故及びご利用者様の心身に特変が生じた場合はご家族に連絡し、ご指定の対応をいたします。(緊急時を除きます。)
- ・災害等によりサービスの提供が困難な場合は、ご家族に連絡しサービスを中止させていただく場合がございます。
- ・下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合はサービスの中止をさせていただきます。
 - 暴力又は乱暴な言動、無理な要求 ・物を投げつける ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける ・怒鳴る、奇声、大声を発する ・対象範囲外のサービスの強要
 - セクシュアルハラスメント ・介護従事者の体を触る、手を握る ・腕を引っ張り抱きしめる ・ヌード写真を見せる ・性的な話、卑猥な言動をするなど
 - その他 ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く ・ストーカー行為 など